登録•検査手数料一覧表

(平成20年1月1日改定)

		(平成20年1月1日改定)
登録自動	車・小型二輪自動車(5,6,7,8月	頁のみ)
申請の種類	適用	手数料
(1)新規登録申請	一両につき	700円
(2)変更登録、輸出仮抹消登録又は一時 抹消登録申請、車両法第15条の2第 5項又は第16条第8項の規定による 一時抹消登録証明書の交付	一両につき	350円
(3)移転登録申請	一両につき	500円
(4)登録事項等証明書の交付請求	一枚につき次に揚げる金額1. 自動車一両ごとに作成する証明書(イ)現在登録ファイルに記録されている事項のみに係わるもの	300円
	(ロ)現在記録ファイル及び保存記録ファイルに 記録されている事項に係わるもの	1,000円 (二枚目以降は300円)
(5)新規検査	一両につき次に揚げる金額 1. 完成検査終了証(新規)、保安基準適合証の 提出がある自動車	1, 100円
予備検査申請	2. その他の自動車 (イ) 小型自動車	2,000円 { (400円) ※ (1,600円)
構造等変更検査申請	(ロ)小型自動車以外の自動車	2,100円 { (400円) ※ (1,700円)
	一両につき次に揚げる金額 1. 保安基準適合証(継続)の提出がある自動車	1, 100円
(6)継続検査	2. その他の自動車 (イ)小型自動車	1,700円 { (400円) ※ (1,300円)
	(ロ)小型自動車以外の自動車	1,800円 { (400円) ※ (1,400円)
(7)限定検査証のある場合	一両につき次に揚げる金額	1,300円 { (400円) ※ (900円)
(8) 自動車検査証、臨時検査合格標章、 検査標章、又は自動車予備検査証の 再交付申請	一件につき	300円
	検査対象軽自動車	
(1)新規検査申請	一両につき次に揚げる金額 1. 完成検査終了証の提出がある自動車	1, 100円
	2. その他の自動車	1, 400円
(2)継続検査	一両につき次に揚げる金額 1. 保安基準適合証の提出がある自動車	1, 100円
	2. その他の自動車	1, 400円
(3) 自動車検査証、臨時検査合格標章、 検査標章、又は自動車予備検査証の 再交付申請	一件につき	300円
 (4)自動車検査証返納、又は輸出届出	一件につき	350円